

[事案 2025-175] 入院給付金支払等請求

・令和 8 年 5 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったこと等を不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 7 年 3 月に 2 日間、胃炎で入院したため、令和 3 年 5 月に契約した組立型保険（契約①）、令和 4 年 2 月に契約した組立型保険（契約②）、令和 5 年 1 月に契約した組立型保険（契約③）にもとづき、入院一時金を請求したが、重大事由により契約が解除され、入院一時金が支払われなかった。また、重大事由発生時点以降に生じた事由にもとづき、既に支払われた入院一時金等の返還を求められた。しかし、以下等の理由により、入院一時金の支払いおよび既払入院一時金等の返還義務の不存在確認を求める。

- (1) 令和 3 年 1 月に新型コロナウイルス感染症により入院したが、その当時は医療保険に全く加入しておらず、入院により将来に対する大きな不安を感じた。退院後、同様の事態に備える必要があると考え、同年 5 月に契約①に加入した。その後も、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなどしていた状況の中で、再度感染し入院する可能性も考え、保障内容を見直しながら段階的に保障額を増やしていった。自分は一人暮らしであり、自営業を営んでいるため、入院した場合には生活費だけでなく事業運営にも影響を生じる可能性があり、考慮した結果、最終的に入院一時金の保障額を合計で 100 万円程度とすることが必要であると判断した。他社分を含むこれらの保険は、将来の入院のリスクに備えるために契約したものであって、保険金の取得を目的として加入したものではない。
- (2) 給付金の合計額が「著しく過大」となる場合の具体的な基準や数値は示されておらず、契約者が事前にその基準を理解して判断することは困難である。仮に基準が明確に示されていたのであれば、基準額を超える保障額となる契約はしなかった。
- (3) 本件の 4 回の入院は、いずれも医師の判断により入院となったもので、給付金の取得を目的として入院を希望したり、不必要な入院を求めた事実も一切ない。最初に契約①に加入してから最初に入院一時金の給付を受けた本入院までに約 2 年経過しており、なぜ、重大事由解除につながるのか全く理解できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和 5 年 3 月 1 日時点で 3 社 5 件の医療保険に加入しており、申立人にかかる入院一時金額が合計 100 万円と著しく過大である等の事情が判明したため、当社は、本契約につき重大事由による解除をしたものである。
- (2) 重大事由の発生は、入院一時金の合計額が 100 万円となった令和 5 年 3 月 1 日である。重大事由発生後に生じた 3 件の入院にもとづき支払った入院一時金等の返還を求める。また本入院にもとづく入院一時金の支払には応じられない。
- (3) 重大事由による解除は、当社および他社での重複加入の状況、契約内容・加入経緯、傷病の状況、給付金の請求経緯などを総合し判断しているもので、加入している保障金額だけで判断しているものではなく、金額を明示することはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金の妥当性、申立人の病状などを総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者への尋問等の手続が必要となる可能性がある。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を有しておらず、本件について、公正かつ適正な判断を行うためには、裁判所における訴訟による解決が適当であり、裁定審査会において裁定を行うことは適当でない。